瑞宝双光章を授けられる（各通）
伊澤　幸治　稲垣　源太郎　上野　恭子
浦谷　徳三　近藤　邦彦　田中　賢治
猶原　士郎　西村　耕一　花木　直彦
村西　珠男

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月一日）
横山　十平　脇元　剛　渡部　紀美一
山村　竹彦　山本　光幸　横山　雄
矢野　凱子　山下　和正　山地　眞治
森　儀一　森本　郁子　川　大六
宮武　順一　宮本　久士　柳川　清
水上　美之　溝井　利夫　森崎　勝義
丸山　健一　三浦　政昭　宮木　国弘
本郷　治良　前田　俊明　原　義雄
原　英明　藤本　也謹　細井　隆
廣田　昌枝　深澤　剛　藤原　定
日高　守　平野　昌枝　瀬川　八郎
樋口　孝子　樋口　礎　重　俊正
原田　英夫　萬城　哲夫　岡　幸文
羽生　明義　林　和子　東原　光二
西　美忠　村　禎之佑　野村　京
山　耿介　中山　禎輝　長野　南朗
中川　義勝　中澤　秀夫　本　節朗
内藤　捷美　仲川　信義　中川　秀麿
折月　厚生　手取屋　征夫　徳光　脩

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年10月１日　　総務大臣　藤井比早之

１　訓練の実施期日及び時間　令和９年１月13日（水）から同月15日（金）までの３日間、午前９時から午後４時まで

２　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

３　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び次来庁時の受付時間

⑴　受付期間　令和８年10月13日（火）から同年11月13日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和８年11月13日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

４　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４階
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市味酒町２―14―４
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　那覇第２地方合同庁舎３号館４階

５　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,700円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、21,500円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

指定保安検査機関の廃止に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第58条の30の３第２項において準用する同法第58条の24の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関業務休廃止届書を受理したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第19条第２項第１号の規定により委任された同法第74条の２第１項第５号の２の規定に基づき、公示する。

令和８年10月１日

九州産業保安監督部長　樫福　錠治

１．名称　福岡酸素株式会社

２．住所　福岡県久留米市東町33―21

３．廃止する保安検査の業務の範囲

・液化石油ガス保安規則第78条第４項において準用する同省令第77条第２項及び第４項から第７項までに規定する特定施設の保安検査

・一般ガス保安規則第80条第４項において準用する同省令第79条第２項及び第４項から第７項までに規定する特定施設の保安検査

・製造設備が一般高圧ガス保安規則第２条第１項第22号の２又はコンビナート等保安規則第２条第１項第13号の２に規定するコールド・エバポレータである特定施設（当該特定施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る保安検査

４．廃止年月日　令和８年９月30日

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者倉橋利広の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格のある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者を雇用する事業主が加入している事業主の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　令和８年10月15日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　長崎労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。